観光地等交通対策(嵐山地域)に係る警備等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度観光地等交通対策(嵐山地域)に係る警備等業務(以下「本業務」という。)

2 業務目的

本業務は嵐山地域において、秋の観光シーズンに、交通の円滑化及び安全快適な歩行空間の創出を 目的に、地元住民・商業者・京都府警等関係機関との連携の下、本市が実施する観光地等交通対策(嵐 山地域)に係る警備等業務を委託するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月31日まで

4 交通対策の内容

(1) 長辻通 (渡月橋北詰~丸太町通) の平日における北行一方通行規制

ア 実施予定日

令和7年11月17日(月)~令和7年11月21日(金) 令和7年11月25日(火)~令和7年11月28日(金)

イ 概要

通年で土日祝日に実施している長辻通北行一方通行規制を上記期間においても実施

(2) 観光地等交通対策(嵐山地域)

ア 実施予定日

令和7年11月22日(土)、23日(日)、24日(月・祝)、29日(土)、30日(日)

イ 概要

長辻通(渡月橋北詰~丸太町通)歩行者用道路規制(歩行者天国)、嵯峨街道(渡月橋北詰~阪急嵐山駅)南行一方通行規制、ダブルスチールフェンスの設置による歩車分離(渡月橋上)、誘導員による歩行者誘導(竹林の小径内)

5 委託業務の内容

- (1)以下の項目における交通誘導、雑踏警備業務等に関する計画の策定(警備員の配置場所、組織図、 連絡体制等)警備図面及び警備マニュアルの作成業務
 - ア 嵐山 (渡月橋周辺及び長辻丸太町周辺) における交通誘導及び雑踏警備等
 - イ 渡月橋上における交通規制の際に使用するダブルスチールフェンスやカラーコーン等の物品の 設置及び撤去作業
 - ウ 各配置場所の警備員、警備用車両及び警備本部が相互に確実かつ迅速に伝達できる無線による 連絡体制の構築
 - ※ ただし、嵐山においては長辻通北行一方通行規制平日拡大への対応として平日(9日間)に最低2人/日(土日祝には配置不要)、観光地等交通対策(嵐山地域)として最低29人/日の警備員を配置すること。また、渡月橋上にダブルスチールフェンスを設置する期間については、フェンス管理のため、夜間を含めた体制を構築すること。
 - エ 竹林の小径内(大河内山荘前)への誘導員の配置(2名程度)及び誘導員による比較的空いて

いる嵯峨エリアへの誘導、案内(口頭での案内、紙チラシの配布等)

※ 外国人観光客が多く見込まれることから、配置する誘導員については、多言語(英語、中国語等)を話せる者が望ましい。

(2) 以下の項目における警備員等の派遣及び警備等業務の実施

ア 交通対策実施日当日の上記(1)ア〜エの業務

イ その他交通対策の運営に関する業務

(3) 警備員等の研修の実施

ア 交通対策日当日の警備業務に従事する警備員に対して、交通規制の実施要領や各自の役割を十分に理解して業務を実施することができるように事前研修を行うこと。

イ 警備員が交通規制内容を正しく理解し、交通対策日当日の現場等で適切な指示ができるように 事前研修を行うこと。

ウ 誘導員について、各自の役割を十分に理解して業務を実施することができるように事前研修を 行うこと。

(4) 警察等関係機関との連携のための連絡調整業務

(1)の計画及びマニュアルを作成し、実施内容について、本市同席のうえ、警察等関係機関との協議を行う。そのうえで、協議内容を計画及びマニュアルに反映させること。10月下旬に開催予定のガードマン会議においては、これまでの経験と知見を活かした協議資料を作成し、円滑な会議運営に努める。

(5) その他、交通対策実施に係る警備等業務に関すること。

6 委託業務の進行等

(1)業務スケジュールの調整

受託者は業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、本市へ届け出て承認を得るものとする。

(2) 進捗状況の報告

受託者は、業務進捗状況その他必要事項について、適宜、本市へ報告を行うこととする。

(3)協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議により、その解決を図るものとする。

(4) その他

受託者は、業務終了時に次の報告書等を提出する。

ア 本委託業務報告書 1部

イ 各種データファイル 一式

ウ その他、本市が指示するもの

7 その他

(1)秘密保持義務

本委託業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。 委託期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(3)損害賠償

本委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任において処理すること。

(4) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施及び成果の普及を図るため、本委託業務により生じた著作権については、原則 として本市に帰属させるものとする。ただし、事前に書面による本市の同意を得た場合はこの限り でない。

(5) 業務中止等に伴う経費の精算

契約締結後に、感染症等の流行や天変地異等の影響により、京都市が観光地等交通対策(嵐山地域)を中止、または規模を縮小する可能性がある。中止の場合、京都市と受託業者の協議のうえ、中止を判断した時期までに要した費用を精算する。また、規模縮小の場合も、その内容に応じて、協議のうえ、費用を精算する。